



山形県公報

令和2年2月7日(金)
第78号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 農用地利用配分計画の認可……………(農村計画課) ……79
- 土地改良区清算人の就任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……81
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……82
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 最上中央公園の利用料金……………(同) ……同
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……84
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……85

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会2月定例会の招集……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(企業局) ……86

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第63号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地      |
|-----------------------|----------------|--------------------|
| 山形市                   | 3者             | 山形市並柳21番ほか9筆       |
| 上山市                   | 10者            | 上山市皆沢字京塚1968番ほか27筆 |

|      |     |                              |
|------|-----|------------------------------|
| 天童市  | 1者  | 天童市大字高掬字中袋2189番              |
| 山辺町  | 2者  | 東村山郡山辺町大字要害字新田原383番8ほか2筆     |
| 中山町  | 1者  | 東村山郡中山町大字長崎字川久保7029番1ほか1筆    |
| 寒河江市 | 42者 | 寒河江市大字寒河江字樋の口25番1ほか102筆      |
| 河北町  | 17者 | 西村山郡河北町大字溝延字千苺549番ほか39筆      |
| 大江町  | 2者  | 西村山郡大江町大字左沢字山田2748番ほか1筆      |
| 村山市  | 11者 | 村山市大字土生田字道出4548番ほか57筆        |
| 尾花沢市 | 3者  | 尾花沢市大字北郷元坂本字ニッタン145番2ほか14筆   |
| 大石田町 | 3者  | 北村山郡大石田町大字大浦字中田2215番ほか13筆    |
| 舟形町  | 6者  | 最上郡舟形町長沢字老ノ沢162番1ほか18筆       |
| 真室川町 | 2者  | 最上郡真室川町大字川ノ内字春木野460番ほか25筆    |
| 戸沢村  | 1者  | 最上郡戸沢村大字神田字鹿ノ沢1910番2ほか41筆    |
| 南陽市  | 4者  | 南陽市池黒字下割田838番1ほか7筆           |
| 高島町  | 95者 | 東置賜郡高島町大字露藤字川原1130番15ほか607筆  |
| 川西町  | 18者 | 東置賜郡川西町大字上小松字大沢口4307番ほか84筆   |
| 白鷹町  | 4者  | 西置賜郡白鷹町大字横田尻字高野三5585番1ほか124筆 |
| 飯豊町  | 7者  | 西置賜郡飯豊町大字中字山王原2354番ほか39筆     |
| 鶴岡市  | 65者 | 鶴岡市渡前字山道東75番ほか367筆           |
| 三川町  | 10者 | 東田川郡三川町大字成田新田字前田元270番ほか31筆   |
| 庄内町  | 12者 | 東田川郡庄内町堀野字儘ノ下25番ほか75筆        |
| 遊佐町  | 3者  | 飽海郡遊佐町白井新田字東部304番ほか4筆        |

## 2 認可年月日

令和2年1月28日

**山形県告示第64号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人伏熊土地改良区の清算人に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 氏 名       | 住 所               |
|-----------|-------------------|
| 佐 藤 三 太 郎 | 西村山郡大江町大字三郷丙454番地 |

**山形県告示第65号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和2年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|------------------------------------------|------|----------------------|------------|
| 最上郡大蔵村大字南山字葉山外34国有林2144林班れ小班外6から<br>同 まで | 旧    | 5.0メートル<br>}<br>3.6  | メートル<br>40 |
| 同 上                                      | 新    | 8.5メートル<br>}<br>3.6  | 同 上        |
| 同 上                                      | 旧    | 5.0メートル<br>}<br>4.0  | メートル<br>40 |
| 同 上                                      | 新    | 9.0メートル<br>}<br>4.0  | 同 上        |
| 同 上                                      | 旧    | 7.0メートル<br>}<br>4.3  | メートル<br>40 |
| 同 上                                      | 新    | 7.0メートル<br>}<br>4.3  | 同 上        |
| 同 上                                      | 旧    | 5.0メートル<br>}<br>4.0  | メートル<br>40 |
| 同 上                                      | 新    | 6.0メートル<br>}<br>4.0  | 同 上        |
| 同 上                                      | 旧    | 4.5メートル<br>}<br>3.8  | メートル<br>30 |
| 同 上                                      | 新    | 10.5メートル<br>}<br>3.8 | 同 上        |
| 同 上                                      | 旧    | 8.0メートル<br>}<br>5.8  | メートル<br>60 |
| 同 上                                      | 新    | 14.0メートル<br>}<br>6.0 | 同 上        |
| 同 上                                      | 旧    | 7.8メートル<br>}<br>5.2  | メートル<br>42 |
| 同 上                                      | 新    | 9.5メートル<br>}<br>5.2  | 同 上        |

|   |   |   |                   |        |
|---|---|---|-------------------|--------|
| 同 | 上 | 旧 | 7.5メートル<br>} 5.8  | 60メートル |
| 同 | 上 | 新 | 28.0メートル<br>} 6.0 | 同上     |

**山形県告示第66号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和2年2月7日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長      |
|------------------|---|------|--------------------|---------|
| 新庄市金沢字中関屋702番3から |   | 旧    | 13.8メートル<br>} 6.3  | 324メートル |
| 同 まで             |   |      |                    |         |
| 同                | 上 | 新    | 19.6メートル<br>} 12.2 | 同上      |

**山形県告示第67号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和2年2月7日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字葉山外34国有林2144林班れ小班外6から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月7日

**山形県告示第68号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上中央公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年2月7日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 利用料金
  - (1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区                 | 分    | 単            | 位 | 利用料金 |
|-------------------|------|--------------|---|------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      |   | 730円 |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 |      | 1平方メートル1日につき |   | 70円  |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      |   | 730円 |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影 | 1人1日につき      |   | 730円 |

|                       |                                        |      |                       |         |
|-----------------------|----------------------------------------|------|-----------------------|---------|
|                       |                                        | 映画撮影 | 1日につき                 | 14,690円 |
| 条例第5条第1項<br>第5号に掲げる行為 | 条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合 |      | 1 広告物 1 平方メートル 1 日につき | 1,770円  |

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

(イ) (ロ)以外の場合

| 有料公園施設の名称    | 区 分                            |                                |                                  | 利 用 料 金                        |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 屋内多目的施設      | 全部を単独で使用する場合                   | アマチュアスポーツに使用する場合               | 入場料金を領収しない場合                     | 児童生徒等のみが使用する場合<br>1 時間当たり 910円 |
|              |                                |                                |                                  | 上記以外の場合<br>1 時間当たり 1,820円      |
|              |                                | 入場料金を領収する場合                    | 児童生徒等のみが使用する場合<br>1 時間当たり 1,800円 |                                |
|              |                                |                                | 上記以外の場合<br>1 時間当たり 3,600円        |                                |
|              | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合          | 入場料金を領収しない場合<br>1 時間当たり 9,020円 |                                  |                                |
|              |                                | 入場料金を領収する場合<br>1 時間当たり 36,100円 |                                  |                                |
| 半面を単独で使用する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合<br>1 時間当たり 450円 |                                |                                  |                                |
|              | 上記以外の場合<br>1 時間当たり 900円        |                                |                                  |                                |

(ロ) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示して利用する場合

| 有料公園施設の名称    | 区 分                            |                                |                                | 利 用 料 金                        |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 屋内多目的施設      | 全部を単独で使用する場合                   | アマチュアスポーツに使用する場合               | 入場料金を領収しない場合                   | 児童生徒等のみが使用する場合<br>1 時間当たり 450円 |
|              |                                |                                |                                | 上記以外の場合<br>1 時間当たり 900円        |
|              |                                | 入場料金を領収する場合                    | 児童生徒等のみが使用する場合<br>1 時間当たり 900円 |                                |
|              |                                |                                | 上記以外の場合<br>1 時間当たり 1,800円      |                                |
|              | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合          | 入場料金を領収しない場合<br>1 時間当たり 4,510円 |                                |                                |
|              |                                | 入場料金を領収する場合<br>1 時間当たり 18,050円 |                                |                                |
| 半面を単独で使用する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合<br>1 時間当たり 230円 |                                |                                |                                |
|              | 上記以外の場合<br>1 時間当たり 450円        |                                |                                |                                |

ロ 附属施設及び器具の利用料金

| 区 分     |          | 単 位          | 利 用 料 金              |                           |
|---------|----------|--------------|----------------------|---------------------------|
|         |          |              | アマチュアスポーツに<br>使用する場合 | アマチュアスポーツ以外<br>の用途に使用する場合 |
| 屋内多目的施設 | 会議室      | 1時間につき       | 210円                 | 420円                      |
|         | 放送設備     | 1時間につき       | 50円                  | 100円                      |
|         | テニス用具    | 一式<br>1時間につき | 50円                  |                           |
|         | ミニサッカー用具 | 一式<br>1時間につき | 100円                 |                           |
|         | ゲートボール用具 | 一式<br>1時間につき | 50円                  |                           |

ハ 電気消費加算額

| 区 分     |        | 単 位    | 加 算 額  |
|---------|--------|--------|--------|
| 屋内多目的施設 | 全灯使用   | 1時間につき | 1,650円 |
|         | 1/2灯使用 | 1時間につき | 810円   |
|         | 持込機器電源 |        | 実費相当額  |

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

山形県告示第69号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和2年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 免許の取消しをした年月日  
令和2年1月16日
- 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
土屋 錠一 第7206号
- 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

**山形県告示第70号**

次の開発行為は、完了した。

令和2年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和2年1月10日 指令置総建第72号

2 開発区域に含まれる地域の名称

南陽市漆山字東高堰859番1、859番2、861番6、861番13、861番14、861番15、861番16、861番17、861番18、861番23、861番24、861番25、861番26、863番2、863番13、864番1、866番1、867番4、868番3、868番4、868番10、873番1、875番5、875番6、864番1地先水路、864番1地先道路

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

南陽市宮内35番地 有限会社川合不動産 代表取締役 川合 信介

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第2号**

山形県教育委員会2月定例会を次のとおり招集した。

令和2年2月7日

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

1 招集の日時

令和2年2月12日（水） 午後2時

2 招集の場所

山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 県立高校再編整備基本計画の改定について
- (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

**病院事業局関係**

**規 程**

**山形県病院事業管理規程第1号**

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月7日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

**山形県立病院料金規程の一部を改正する規程**

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

|                             |             |                |
|-----------------------------|-------------|----------------|
| 遺伝性乳がん・卵巣がん遺伝子検査料           | HBOCスクリーニング | 1回につき 209,330円 |
|                             | BRCA MLPA   | 1回につき 33,330円  |
|                             | クイックHBOC    | 1回につき 275,330円 |
|                             | HBOCシングルサイト | 1回につき 33,330円  |
| 遺伝性乳がん・卵巣がん遺伝子検査に係るカウンセリング料 |             | 1回につき 6,600円   |

を

|                   |             |               |
|-------------------|-------------|---------------|
| 遺伝性乳がん・卵巣がん遺伝子検査料 | HBOCスクリーニング | 1回につき 90,530円 |
|                   | BRCA MLPA   | 1回につき 44,330円 |
|                   | HBOCシングルサイト | 1回につき 33,330円 |
| カウンセリング料          |             | 1回につき 6,600円  |

に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、水道用ポリ塩化アルミニウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年2月7日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所 3階会議室
- (2) 日時 令和2年3月24日（火） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 水道用ポリ塩化アルミニウム 1,339,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間及び納入方法 契約締結日から令和3年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当するものを除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所総務課 電話番号0237(74)3207
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県企業局村山電気水道事務所総務課で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。）第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規程第129条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年2月21日（金）午前10時までに山形県企業局村山電気水道事務所総務課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Poly aluminium chloride for drinking water treatment 1,339,000 kg
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 24, 2020
  - (3) Contact point for the notice: Murayama Electricity and Water Office, Public Enterprise Agency, Yamagata Prefectural Government, 10-5 Yoshikawa, Nishikawa-machi, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 990-0711 Japan TEL 0237(74)3207

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番号 | ページ | 行     | 誤   | 正   |
|-------------|-----------|-----|-------|-----|-----|
| 令和 2. 1. 31 | 第76号      | 63  | 18    | 自動車 | 自転車 |
| 同           | 同         | 同   | 下から17 | 自動車 | 自転車 |